

相生市次世代育成支援後期行動計画（案）に対する意見の募集について

平成22年度から平成26年度までの相生市次世代育成支援後期行動計画（案）を策定しました。つきましては、相生市民意見提出制度（パブリック・コメント制度）の実施に関する要綱に基づき、この案に対する市民の皆様のご意見を募集いたします。

お寄せいただきました意見は、それに対する相生市の考え方とともにその概要を公表いたします。また、意見に基づき案の修正をした時は、修正内容と理由をあわせて公表いたします。

計画策定の趣旨、目的及び背景

少子化の流れを変えるため、平成15年7月に次代を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とした「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方自治体、事業主、家庭による次世代育成支援対策への取り組みが行われてきました。

それを受け、相生市においても、平成17年3月に「相生市次世代育成支援行動計画（以下、前期計画）」を策定し、子どもたちの豊かな心、人間性を育てるために社会全体での取り組みを推進してきました。

しかしながら、我が国では平成17年に人口動態の統計を取り始めて以来、初めて総人口が減少に転じ、出生数及び合計特殊出生率が過去最低を記録するなど、少子化に歯止めがかからず、今後とも進行していくと予測されています。

次世代育成支援行動計画は5年を1期とした10か年計画であり、平成17年度から平成21年度までの計画期間である前期計画が終了となりました。そこで、前期計画を見直すとともに、近年の国の動向や子どもや子育て家庭を取り巻く状況、市民のニーズを踏まえ、「相生市次世代育成支援後期行動計画（以下、本計画）」を新たに策定し、今後を見据えた新しい計画の実現に向けて取り組んでいきます。

意見の提出期間

平成22年1月12日（火）から平成22年2月1日（月）まで
（郵送の場合は、当日消印有効）

ご意見を提出できる方

- （1）相生市に住所がある方
- （2）相生市に事務所又は事業所がある方
- （3）相生市内の事務所又は事業所に勤務する方
- （4）相生市内の学校に在学する方
- （5）相生市に納税義務がある方
- （6）この計画に利害関係がある方

意見の提出方法

必ず氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。（様式は自由）
なお、氏名及び住所の記載のない場合は受け付けいたしませんので、ご了承ください。

(1) 郵便

宛先

〒678-8585

相生市旭一丁目6番28号

相生市 市民福祉部 子育て支援室

(2) ファックス

宛先

0791-23-4596

(3) 電子メール

宛先

kosodate@city.aioi.hyogo.jp

(氏名及び住所を忘れず明記してください。)

案の閲覧方法

[相生市次世代育成支援後期行動計画（案）]は、平成22年1月12日（火）以降、相生市ホームページ上、市役所の公文書公開コーナー又は子育て支援室で、閲覧又は写しを入手することができます。

その他

公開は、ご意見の内容のみ行い、ご意見をいただいた方の氏名等を公表することはありません。
お寄せいただいたご意見に対し、直接には回答いたしません。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

〒678-8585 相生市旭一丁目6番28号 総合福祉会館1階

相生市役所 市民福祉部 子育て支援室

TEL 0791-22-7175